第百二十五条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、同条中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百二十四条を削る。

第百二十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「終った際に発覚した事件について」を「終わった者がある場合において」に、「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「（差押）の処分」を「差押え等）の臨検、捜索又は差押え」に改め、同条第二項中「取り集める」を「集取する」に、「且つ」を「かつ」に、「（臨検、捜索又は差押）の処分」を「の臨検、捜索又は差押え」に改め、同条を第百二十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第百二十五条　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一　差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二　差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

（臨検、捜索又は差押え等に際しての必要な処分）

第百二十六条　税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2　前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

（処分を受ける者に対する協力要請）

第百二十七条　臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第百二十三条　税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

2　前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3　第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第百三十二条の見出しを「（領置目録等の作成等）」に改め、同条中「又は差押を」を「、差押え又は記録命令付差押えを」に、「作り」を「作成し」に、「又は差押物件」を「、差押物件若しくは記録命令付差押物件」に、「若しくは所持者」を「、所持者若しくは保管者（第百二十五条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定による処分を受けた者を含む。）」に、「代わる」を「代える」に改める。

第百三十二条の二を削る。

第百三十三条の見出しを「（領置物件等の処置）」に改め、同条第一項中「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「随意契約による」を「公売又は」に、「規定は、」を「規定は」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第百三十四条の見出しを「（領置物件等の還付等）」に改め、同条第一項中「税関長」を「税関職員」に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件の」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について、その」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「又は差押物件について、」を「、差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条第五項中「随意契約による売却」を「公売又は売却等」に改め、同条第六項中「第百四十条」を「第百四十八条」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第七項中「関税の賦課手続の調整」を「警察官等の通報」に改める。

第百四十条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第一項中「第百三十七条ただし書」を「第百四十五条ただし書」に、「第百三十八条第一項ただし書若しくは第二項」を「第百四十六条第二項」に、「通告処分又は告発」を「通告処分等」に、「まつて、これを」を「待つて」に改め、同条第二項中「前項の告発又は第百三十六条の二」を「第百四十四条」に改め、「よる告発」の下に「又は前項の告発」を加え、「文書」を「書面」に、「第百三十一条」を「第百四十一条各項」に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「、差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第三項中「又は差押物件が」を「、差押物件又は記録命令付差押物件が」に、「領置物件又は差押物件の所有者等による保管」を「領置物件等の処置」に、「保管者」を「規定により当該物件を保管させた者」に改め、同条第四項中「第二項又は前項」を「前二項」に、「又は差押物件」を「、差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条を第百四十八条とする。

第百三十九条中「の通告」の下に「（同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。）」を、「場合において、」の下に「当該通告等を受けた日の翌日から起算して」を、「以内に」の下に「当該」を加え、同条ただし書中「但し、二十日を過ぎて」を「ただし、当該期間を経過して」に改め、同条に次の一項を加える。

2　犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

第百三十九条を第百四十七条とする。

第百三十八条の見出しを「（税関長の通告処分等）」に改め、同条第一項中「及び没収」を「、没収」に、「物件又は」を「物件、」に、「金額を」を「金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を」に改め、「納付すべき旨を」の下に「書面により」を加え、ただし書を削り、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

第百三十八条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一　情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。

二　犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

第百三十八条第四項中「の旨」の下に「（第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「中断する」を「その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

第百三十八条に次の一項を加える。

6　犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。